

令和6年4月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年4月総会

萩市農業委員会総会議事録

4月19日（金） 午後3時 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第17号 | 職員の任免について |
| 議案第18号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について |
| 議案第19号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について |
| 議案第20号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第21号 | 非農地判断について |
| 議案第22号 | 農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について |
| 議案第23号 | 事業計画変更の承認について |
| 議案第24号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議案第25号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について |
| 議案第26号 | 現況確認書の交付について |

○出席委員（18名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 金子哲也 | 2番 鈴川肇 |
| 3番 中野恵子 | 4番 岩本裕子 |
| 5番 長富繁美 | 6番 草野隆司 |
| 7番 大田忠男 | 8番 中村博 |
| 9番 矢次利典 | 10番 原川久美子 |
| 11番 品川民雄 | 12番 大石博則 |
| 13番 横山喜一郎 | 14番 原田知美 |
| 15番 藤田芳昭 | 欠席 守永正範 |
| 17番 三村浩一 | 18番 松田由美子 |
| 19番 片岡兼雄 | |

○議事録署名委員

- | | |
|--------|----------|
| 2番 鈴川肇 | 15番 藤田芳昭 |
|--------|----------|

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年4月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

 本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 鈴川委員、15番 藤田委員にお願いいたします。

 なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第17号「職員の任免について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第17号の説明

議 長 以上の説明のとおり、4月1日付けでの人事異動であります。萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。

 議案第17号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

 (全員が挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案に入る前に議案の一部訂正がございます。推進委

員さんには修正済みのデータをタブレットに送っております。農業委員さんの紙媒体の議案の4ページになりますが、3箇所訂正がございます。まず第1項、●●●さんの2行目の住所ですが、●●●が●●●、地番●●●が●●●となります。4項、●●●さんの住所が、●●●となっておりますが、●●●の間違いです。大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、第18号第1項について説明いたします。議案は、4ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月9日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約900mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は293㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で農業後継者もないため、対象農地の向かいに事業所をお持ちの●●●さんへ売買による譲渡を打診しておられました。

譲受人の●●●さんは、当該農地を家庭菜園として活用する旨、検討され、譲渡人からの申し出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は150日の予定です。奥様が、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は200日の予定です。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において露地野菜や柑橘等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、必要に応じて農機具を導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 ●●●です。よろしくお願いいたします。ただいま事務局から説明がありましたとおり、4月9日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと私、そして事務局とで現地確認を行いました。これらの農地については、所有者である●●●さんの農地の向かい側で、印刷業を営んでいる●●●さんへの所有権移転になります。写真のとおり、柑橘が数本植えられており、柑橘畑になっておりまして、古い木は伐採し家庭菜園として露地野菜の栽培を行われるご予定です。農地の維持管理には問題ないものと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月2日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約2.3kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は3筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は1,194㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外在住で農業後継者もいないため、実家の住宅物件とともに甥である譲受人の●●●さんへ贈与による譲渡の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、譲渡人からの申出を受けることとして当該物件を取得されることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は6年、農業従事日数は150日です。母親が年齢●●●歳で農業経験年数は10年、農業従事日数は180日となっています。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において果樹や露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機を保有され、また、必要に応じて農機具を導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 ●●●地区の推進委員の●●●です。この件につきまして、4月2日、事務局1名、●●●委員さんと私の3名で現地を確認いたしました。内容につきましては、先ほど事務局の説明のとおりです。畑には柑橘が植えられており、畑としても十分活用されておりますので、今後も継続されて、柑橘類や露地野菜の栽培を行われるとのことですので、特に問題はないものと思います。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定す

ることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月2日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2.5kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は3筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は630㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もないため、実家の住宅物件とともに市の空き家バンクへ登録しておられました。

譲受人の●●●さんは、市の空き家バンク制度を通じて、宅地とともに当該農地を取得することとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は150日の予定です。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において露地野菜や果樹の栽培を行われるご予定です。

また、柑橘栽培の技術習得のため、市が主催する長期柑橘講習会へ参加されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、必要に応じて農機具を購入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 ●●●地区の●●●です。この件につきましても、先ほどと同様に、4月2日に事務局1名と、●●●委員さんと私の3名と譲受人の●●●さんの立会いのもと、現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局の詳しい説明のとおりです。現地の状況もスライドのとおりで、少し荒廃しておりますが、譲受人の●●●さんは情熱があり素人でも畑として十分活用できるということを確認できました。特に問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月29日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2.5kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか4筆で、地目は登記が田・現況が畑で3筆、

面積は416.2㎡です。地目は登記・現況ともに畑が2筆で、畑の合計が79.15㎡です。全体の農地面積が495.35㎡になります。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もおらず、実家の宅地とともに農地も一緒に市の空き家バンクへ登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、空き家バンク制度を通じて宅地とともに当該農地を取得することとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は150日の予定となっております。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機が1台のみのため、今後、営農に必要な作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 ●●●の●●●です。この件につきまして、3月29日に現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲渡人の●●●さんは早くから●●●に出ておられ、両親の住まっていた住宅と農地を空き家バンクに登録していたものです。●●●の●●●さんが購入されたわけですが、家の周りに小さい畑や田んぼが点在しておりまして、●●●さんは農業経験がないということですが、畑として自家消費の野菜を作られるということで、面積も少ないので、問題はないと思われます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局は第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月29日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.5kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか3筆で、地目は登記が田で、現況が畑となっているものが1筆で、面積は288㎡です。また、地目が登記・現況ともに畑が3筆で、畑の合計が295㎡です。全体の農地面積が583㎡になります。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もおらず、かつて●●●さんのご実家の住宅を取得された譲受人である●●●さんに、農地法の下限面積廃止に伴い、売買による農地の譲渡を検討しておられました。

譲受人の●●●さんは、譲渡人からの申し出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は120日の予定です。奥様が年齢●●●歳で、農業経験年数は同じくありません。農業従事日数が50日の予定となっております。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、草刈機のための、今後、営農に必要な作業機械を導入される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 ●●●地区推進委員の●●●です。3月29日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局、私とで現地確認をいたしました。ご覧のとおりきれいに管理をしておられまして、これからの管理に支障はないと思われます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第6項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月29日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.5 kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は509㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は16,923.91㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は先ほどの5項と同じく、●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もおらず、営農の継続が困難であるため、売買による農地の譲渡を検討しておられました。

譲受人の●●●さんは、●●●さんのご実家のお隣にお住まいで、自身の所有する周辺農地との一体利用が可能であることから譲渡人からの申し出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は60年、農業従事日数は250日です。奥様が年齢●●●歳で、農業経験年数は54年、農業従事日数は200日です。息子さんが年齢●●●歳で農業経験年数27年、農業従事日数は150日となっております。

営農計画ですが、現在若干遊休農地化しており、耕起したのちに、申請地において畑地として露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、乗用草刈機や背負い式草刈機、スピードスプレーヤー、軽トラック、耕運機など、営農に必要な機械一式を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 先ほどの農地の近くの場所でごまいして、譲受人の●●●さんも近所におまいですと農業をしておられます。譲渡人は●●●におまいということで、カヤが生えて少し荒れてはいますが、今からしっかり管理をされれば、農地の維持管理には問題ないものと

思われます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第7項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第7項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月27日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約3.2kmに位置し、赤丸で2か所ほどお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか4筆で、地目は5筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は4,665㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は164,933㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外在住で農業後継者もいないため、申請地の隣の農地を所有・耕作している譲受人へ贈与による譲渡を打診しておられました。

譲受人の●●●さんは、自身が耕作する農地の隣接農地であり、一体的な管理ができることから、譲渡人からの申し出を受け、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数40年、農業従事日数は300日です。奥様が年齢●●●歳で農業経験年数30年、農業従事日数が200日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われ、JAへ出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバインなど水稻栽培に必要な作業機械は一式保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきましては、3月27日に、事務局2名と、農業委員2名と推進委員2名で現地の確認をいたしました。譲受人の●●●さんは認定農業者で、大規模な農業経営をされていますので、なんら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第7項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第8項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月27日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●支所から北へ約2kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は75㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は625㎡です。

権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外在住で農業後継者もいないため、申請地の隣にお住いの譲受人へ売買による譲渡を打診しておられました。

譲受人の●●●さんは、自宅隣の農地であり、自身の農地とも隣接しており一体的な管理ができることから、譲渡人からの申し出を受け、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数5年、農業従事日数は60日です。奥様が年齢●●●歳で農業経験年数3年、農業従事日数が30日となっております。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、刈払機や耕運機、チェーンソー、噴霧器、防除機など、農地管理に必要な作業機械は一式保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 ただいま、事務局より説明がありましたとおりでございまして、付け加えることはないのですが、譲渡人の●●●さんが、●●●に移住されまして、その農地の処分の一環でこのたび、●●●さんにお願いしたところ、快く引き受けてくださいました。自家消費の野

菜を作られるということで、何ら問題はないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第8項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第19号第1項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月8日、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ1.5kmの市道沿いに位置する第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、周囲を宅地及び市道に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも田、面積は1,122㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

位置ですが、県道●●●線から●●●へ行く市道●●●線を南東に250m程行ったところにある農地となります。

現地の写真の説明をします。

(写真の説明6枚)

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、周

辺の宅地化が進み、住宅の需要が見込まれる申請地を買い受け、用途地域内で4区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものです。

所有者の●●●さんが高齢になって維持管理ができないことから売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側に●●●さん所有の畑がありますが、赤線の道を挟んでおり、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、南側の市道から幅員5mの進入路151.08㎡を設けて、214.37㎡～270.03㎡の区画で4区画造成する計画です。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、造成する敷地の奥に側溝を整備し既存の道路側溝等から放流させるとともに、整備する進入路内の側溝から、南側市道内の道路側溝へ放流させ、汚水も、合併浄化槽を設置し、同じく南側市道内の道路側溝へ放流させるもので適当です。

なお、進入路と市道の接続部分に、重力式擁壁を設け、側溝の設置、横断グレーチングの設置、道路用溜柵の設置、円形ボックスの設置、歩道境界ブロック撤去・設置、防護柵の撤去、アスファルト舗装、デリネーター撤去・移設を行うため、萩市土木課に道路工事施行承認申請及び、側溝と道路用溜柵の設置については道路占用許可申請中です。

被害防除計画ですが、盛土を50cm、切土を1.5～2mとし石灰による地盤改良を行い、北及び東側の法面はモルタル吹き付けとし、南側は練ずみブロック擁壁、西側は石垣の擁壁があるため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、進入路はアスファルト舗装されます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 この件につきまして、4月2日に●●●推進委員さんと、私と事務局1名とで現地確認をしています。再度4月8日に事務局2名と私と業者とで現地確認をしております。この農地に関しましては、●●●に行く道、●●●が出来てからは、田んぼとしては耕作されておらず、トラクターだけで耕運されて草刈りをされているということで、今後も先ほどありましたように、高齢のために、農地として維持をしていくのは非常に困難だろうということで今回の申請になりました。周辺農地ですが、栗が植えてありますが、何ら影響はないものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

4月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ920mの市道沿いに位置する、過去に公共投資の対象となっていない市道・宅地・田に囲まれた地域にある小農地で、第2種農地です。該当条文はありません。

なお、申請地の西側には一団の農地で、田は農用地区域にありますが、10ha以上の集団農地である第1種農地には該当いたしません。

地番は、●●●、地目は、登記・現況とも田、面積は1,184

m²外1筆、合計面積1,415m²です。

申請地と進入道路として利用する雑種地部分の一体利用地を含めた合計面積は1,684.94m²です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、国道●●●号線から●●●の方へ入った市道●●●を470m入ったところにある農地になります。

現地の写真の説明をします。

(写真の説明7枚)

転用目的ですが、●●●さんは、●●●地区で建築工事業を営まれています。本社所在地にある資材置場が狭く、他の地域にも資材置場を借りている状況にあり、また、受注工事の増加に伴い、新たに様々な寸法の資材を備える必要があるため、新たな資材置場を市内各地で探していたところ、譲渡人の●●●さんより売却の話があり、本社からも近く、一か所に工事用車両をまとめられ、作業効率もよくなるため、申請地を譲り受け資材置場等として利用するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側に●●●さん所有の田、現在●●●さんが利用権設定で耕作中です。それと●●●さん所有の田が2筆で、相続人で奥さんの●●●さんが耕作されていますが、それぞれ隣接農地承諾書が添付されており特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、進入路・工事用車両駐車場5台分・従業員駐車場7台分を整備されるとともに、工事用のパネル・鋼管・サポート・ペコビームの資材置場として利用される計画です。

なお、申請地は●●●からの水が染み出してくるため、元々ある水路に水が流れるように敷地内に方塊ブロックを利用し排水路を作り、隣接する田への用水確保に協力されるということです。

また、進入道路として一体利用する雑種地●●●の967m²のうち269.94m²を利用することについて、息子である取締役の●●●さんと●●●の間で不動産賃貸借契約が締結されています。

なお、この雑種地については取締役の●●●さんが購入されてお

り、将来、進入道路の奥に自己用住宅を建築されるとのこととです。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、一体利用地の進入道路とする部分と同レベルとするため、ヤマズリで1 mほど埋立て、北側・西側は方塊ブロックを設置するため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

なお、資材置場造成工事に伴いヤマズリ埋立工事及び方塊ブロックの設置について、河川法第55条の許可済みです。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、4月9日に事務局と●●●委員、●●●委員と私とで現地確認を行いました。先ほど事務局から詳しい説明がありましたので、細かいことについては省略させていただきます。私は耕作されていた●●●さんから話を聞いてきました。この農地の3分の1くらいですが、溝が掘ってありまして、これで水を排水しているのですが、亡くなられたご主人がやられたということを聞きました。●●●にある青線部分の水路は現実的には崩壊して水路として全く機能していなかったもので、農地の中に溝を掘って水路を作られたということのようです。今回、もともとあった青線のところをまた復活させられるということを聞いていますので、下側にある農業者に対する農業用水の便が良くなってくるのかなと思っております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員挙手)

議長 ●●●委員。

第17番 先ほどの地図がありますが、●●●が通ると思うのですがどこを通るのですか。

事務局 ●●●は、これになると思うので、ここはあたらないと思います。

第17番 はい。ありがとうございました。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それではないので、採決いたします。第2項について、
原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

4月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ250mの市道沿いに位置する、過去に公共投資の対象となっていない一団の集団農地の縁辺部にある農地で、農地法施行規則第43条第2号に規定される第3種農地です。

なお、申請地がある一団の農地は農用地区域に設定されていますが、この申請地は農用地区域に設定されていません。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積997㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

位置ですが、国道●●●号線から市道●●●線を180m入ったところにある●●●の●●●の裏の農地になります。

現地の写真の説明をします。

(写真の説明2枚)

転用目的ですが、太陽光発電設備の販売・施工・保守管理事業を営む転用者が、太陽光パネル164枚、パネル設置面積398.1㎡、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置し、送電の契約まで行い、その後発電施設のみ●●●へ売却するものです。

所有者の●●●さんは今後の維持管理が困難なため売買に応じられたものです。

なお、発電施設等に関する●●●との契約申し込みも完了しています。

併せて令和6年1月19日付けで●●●と●●●との間で「太陽光発電設備等売買取引基本契約書」が締結されています。

発電施設を買い取られた●●●は、発電事業主として再生エネルギーの電気を発電し、●●●を経由して、●●●へ電力を供給されます。

なお、発電施設は売却されますが、施設の維持管理について、●●●が受けられると聞いております。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側は●●●さん所有の田がありますが現在、●●●さんが利用権設定で耕作中です。南側には●●●、相続人●●●さん所有の田、●●●さん所有の田がありますが、それぞれ隣接農地承諾書が添付されており特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、太陽光パネルをこのように配置します。
約1.1m×約2.3mの太陽光パネル164枚を設置いたします。
パネル角度20度でパネルの設置面積は398.1㎡、パワーコンディショナー10台を設置し、発電出力は49.5kWとなります。

なお、侵入防止のため、周囲をフェンスで囲まれます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。田んぼとの畦畔がコンクリート畦畔で高くないので、水が多いときはこちらに流れるということで、現在排水路が作ってあり大雨のときは、こちらの市道の側溝に流れるようになっております。

被害防除計画ですが、切土・盛土等の造成は行わず整地のみ行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

また、設置後の雑草対策は年2回程度草刈を行うとのことです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、4月8日に事務局2名、●●●委員、私とで現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、申請地は●●●のすぐ後ろの農地で、まわりも休耕農地になっておりソーラーパネルを建設しても特に問題はないものと思います。隣接農地の承諾書も添付されており、草刈も業者が年2回は行うと聞いておりますので管理も問題はないと思われます。障害物や遮光物等もないので、ソーラーには向いていると思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第 1 番 直接は関係ないのですが、先ほども質問がありましたように、●●●ですが、私の記憶ではこの場所くらいに出てくるのではないですか。

事 務 局 位置についてはちょっとわかりません。

議 長 だいたいわかっているんでしょう。

(●●●委員挙手)

議 長 ●●●委員。

第 6 番 私もはっきりここだとは言えませんが、縦に道があると思いますが、その延長に下りてくるようになると思います。今の申請地にはかすりもしないと思います。ここで終わりという図面は見ています

が、その先となるとまだしばらく先のことになると思いますが、それにしても、今右側の斜めにSの字になっているあの道路で止まるという状況になると思います。

議 長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を説明させていただきます。

農業委員さんには別冊の資料、推進委員さんにはタブレットをご覧ください。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただくものでございます。

このたびの集積計画案ですが、相対と中間管理事業により新しく借り手が決まった新規契約を行うもの、そして利用権の移転手続きを行うものを上程するものです。公告は5月1日付となります。

それでは別冊の利用権設定状況(令和6年5月1日)の資料をご覧ください。

まずは、1ページから相対の契約に基づくものですが、5月1日に利用権設定されるものは、●●●地域、●●●地域、●●●地域、●●●地域において新規に設定するもので、総件数が11件、筆数

が51筆、田の合計が67,965㎡、畑の合計が320㎡、全体の面積合計は68,285㎡となります。

内容につきましては、次のページ以降にそれぞれの地域ごとの集積計画の内容を記載しております。相対による利用権設定については以上です。

続いて7ページ、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和6年5月1日）の資料のご説明をいたします。

令和6年5月1日に利用権設定されるものは、●●●地域において新規設定がございまして、総件数が2件、筆数が2筆、地目はすべて田で、面積は2,841㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、8ページに集積計画の内容を記載しております。

中間管理事業に係る利用権設定については以上です。

続いて9ページ、利用権の移転を行う内容についてご説明いたします。

令和6年5月1日付けで利用権の移転を行うものは、●●●地域において、総件数5件、筆数が13筆、地目はすべて田で、面積の合計は16,199㎡となります。

10ページに利用権を移転する農地を記載しております。移転の理由ですが、●●●の●●●さんが、このたび、経営を法人化したことに伴う耕作者名義の変更によるもので、契約内容を引き継いで、引き続き、●●●さんが耕作されます。利用権の移転については以上です。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第21号「非農地判断について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号、非農地判断について説明いたします。議案の9ページと議案第21号（別紙）の一覧表をご覧ください。

農業委員さんは、こちらの一覧表、推進委員さんは、タブレットの別ファイルになりますが、議案第21号（別紙）の一覧表を開いていただくようにお願いします。

農業委員会は、「農地法の運用について」第3の1の（3）のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

今回、別紙の一覧表に記載がある土地は、令和5年度の利用状況調査（農地パトロール）等により確認し、再生利用が困難な農地であり、農地法第2条第1項にいう「耕作の目的に供される土地」に該当しないと判断したものです。令和4年度から、タブレットの現地確認アプリで推進委員さん写真を撮影してもらい、事務局がシステムで確認するという方法で実施しておりますが、令和5年度につきましても同じように現地確認アプリを活用して非農地判断を行うことといたしました。

確認表をまとめたものがこちらの一覧表になります。地域ごとに通し番号を付し、集計していますので、各地域の合計を読み上げていきます。4ページでございますが、旧萩地域85筆、112,900㎡、次に7ページ、田万川地域は56筆、40,270㎡、続きまして8ページ、むつみ地域は13筆、12,413㎡、続きまして11ページ、須佐地域は88筆91,183㎡、続きまして12ページ、旭地域は17筆14,236㎡、最後の15ページ、福栄地域69筆40,812.96㎡でございます。川上地域は今回該当がありませんでした。全体の合計では328筆、311,814.96㎡です。約31ヘクタールでございます。

平成30年度から今回までの非農地判断済み農地の累計は、全体で2,826筆、約300ヘクタールとなっています。

非農地判断を行った農地については、農地台帳の整理及び所有者への通知等を行ってまいります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 議案第22号「農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案22号第1項について説明いたします。

はじめに、萩市農政課より、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地区域からの除外について、萩市農業委員会に意見を求められた場合の事務取扱については、「農業振興地域整備計画の変更等に係る意見書交付事務取扱要領」を平成24年4月1日に定めています。

この要領によりますと、農用地区域除外後に第1種農地の場合で、植林・農家住宅・認定電気通信事業者が行う農地転用を除くもの、農用地区域除外後に第2種、3種農地の場合で、農地転用面積が1,000㎡以上のもの(植林を除く)が総会の議決議案事項となり、他の案件については、総会での報告議案事項となっています。

よって、同じ農用地区域からの除外ではありますが、議案第22号については議決案件で、議案第25号については報告案件となっております。

なお、議決議案事項は、地区担当委員さんと現地の事前調査を行うこととなっています。

それでは、議案第22号第1項について説明いたします。議案は11ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月11日、●●●委員、●●●委員、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を実施しました。

申請地は、●●●から南西に2.5kmにある市道沿いに位置する、農用地区域内農地の集団農地22haで、過去に公共投資の対象(地区再編農業構造改善事業明木中地区昭和57年度完了)とな

っており、農用地区域除外後は第1種農地となります。

基本的に第1種農地は転用を許可することはできませんが、農地法施行規則第33条第4号『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』の例外規定に該当し、許可基準を満たすものとなります。

地番は、●●●、地目は、登記・現況とも田、面積1,572㎡外1筆で、合計面積は3,120㎡です。

こちらが申請地で、●●●の市道●●●線沿いの農地となります。

転用者は●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

転用目的は、現在、●●●地区にある工場を申請地西側の●●●に移転集約させるため、申請地に従業員等の駐車場89台分の整備を行うものです。

農用地区域からの除外についてですが、当該農地については、東側は●●●、西側は市道に囲まれた農用地区域内の農地ですが、一団の農地の縁辺部に位置しており、事業規模も必要最小限であることから、農地の集団化や農作業の効率化等に影響を及ぼすものではなく、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないと考えます。

よって、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えます。

今後の手続きとしましては、萩市が山口県と農用地区域からの除外について事前相談を行い、山口県から除外について異議の無い旨の回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法第5条の申請書が提出され、現地確認の上、農業委員会総会での審議となります。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ●●●が、更地になっていますが、あそこに工場を建てるのですか。

事務局 ●●●地区にある●●●の工場が移転します。

議長 ●●●は何を作っているのですか。

事務局 プラスチック関係の部品です。車のサイドブレーキの部品などを作っています。

議 長 稲に影響はないのですか。

事 務 局 そうですね。●●●にある工場も住宅地の真ん中に立っているので、影響はなかろうかと思います。

議 長 ほかにございませんか。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第23号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案23号第1項について説明いたします。議案は13ページです。

こちらの案件は、令和3年6月28日付けで、農地法第5条許可を行った、●●●での、仮設現場事務所及び資材置場の一時転用に係るものです。

場所は●●●から南西に1kmにある市道●●●線に接続する公衆用道路沿いの農地となります。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更の内容は、一般国道●●●線●●●道路の道路改良補正工事第5工区の施工に伴う、仮設現場事務所及び資材置場の一時転用期間が、令和6年5月31日まででしたが、工事期間の延長に伴い、一時転用期間を令和8年5月31日までの2年間に延長するものです。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第23号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 議案第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案書の一覧表は15ページです。

議案第24号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。

本日は、4件の合意解約が提出されております。

それでは、第1項をご説明いたします。対象農地は、●●●で、地目は登記、現況が田で面積は1,813㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は所有者の●●●さんが自ら保全管理をなされます。

続いて、第2項をご説明いたします。対象農地は、●●●ほか3筆で、4筆ともに地目は登記、現況が田で面積の合計は7,512㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は別の担い手が耕作されます。

続いて、第3項並びに第4項は関連がありますので一括してご説明いたします。

対象農地は、●●●で、地目は登記、現況が田で面積は2,291㎡です。

中間管理事業により公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人が同じく●●●の●●●さんです。解約後は別の担い手が耕作されます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第24号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第25号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第25号第1項について説明いたします。議案は17ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

申請地は、●●●から北西2.3kmにある市道沿いに位置する、過去に公共投資の対象となっていない一団の集団農地1.9haで、農用地区域除外後は第2種農地となります。

地番は、●●●、地目は、登記・現況とも田、面積は280㎡です。

こちらが申請地で、市道●●●線沿いの農地となります。

転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的は、申請地等を●●●さんが取得整備し、経営している●●●に、隣接する倉庫と併せ、資材置場・駐車場として貸し付けるものです。

農用地区域からの除外については、当該農地については、東側は●●●、西側は市道に囲まれた農用地区域内の農地ですが、一団の農地の縁辺部に位置しており、事業規模も必要最小限であることから、農地の集団化や農作業の効率化等に影響を及ぼすものではなく、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないと考えられることから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を令和6年4月4日付けで交付しています。

今後の手続きとしましては、議案第22号と同様で、萩市が山口県と農用地区域からの除外について事前相談を行い、山口県から除外について異議の無い旨の回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法第5条申請書が提出され、現地確認の上、農業委員会総会での審議となります。

なお、隣接する倉庫は、後ほど議案第26号第2項で説明します。以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第25号の報告は終わ

ります。

(報告事案-4)

議 長 議案第26号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第26号第1項について説明いたします。議案は
19ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東に820mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は119㎡外2筆、合計面積329㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線沿いにある宅地に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地●●●は、建築年不詳の居宅の一部が、●●●及び●●●には昭和52年建築の居宅が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないということです。

本調査によると、申請地●●●は隣接地●●●、●●●、●●●に建てられている木造瓦葺2階建の居宅の一部が、●●●及び●●●には木造スレート葺2階建の居宅が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

3月18日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西に2.2kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は399㎡外2筆、合計面積757㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線沿いにある市道と河川に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地●●●は、昭和５６年建築の農業用倉庫が、●●●及び●●●には平成８年建築の農業用倉庫が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないということです。

本調査によると、申請地●●●は軽量鉄骨造スレート葺平家建の農業用倉庫が、●●●及び●●●には鉄骨造スレート葺平家建の農業用倉庫が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第２６号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後４時２７分 閉会